○農林水産省告示第二千四百二十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六条第三項の規定に基づき、昭和四十三年四月十九日農林省告示第五百六十四号（瀬戸内海機船船びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月五日

農林水産大臣　郡司　彰

表和歌山の項を次のように改める。

和歌山	一四二（〇）

表合計の項を次のように改める。

合　計	八八八（一五〇）

○農林水産省告示第二千四百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　(一)　保安林の所在場所　山口県山口市徳地三谷字台道向一〇一一の一、一〇一二の四、一〇一五の一、一〇一五の二、一〇一六、字夜討ケ原日平一〇五三の一、一一三四の三、字夜討ケ原一三九四、字的場一〇五八、字大迫一〇六〇から一〇六二まで、一〇六四、一〇六六、一〇六八、一〇六九、一〇七一、字迫一〇七四、一〇七五、字下一一八七、字梶畑下二四八七の一から二四八七の四まで、二四八八、二七六七の一、二七六七の二

(二)　指定の目的　水源の涵養（かん）

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　山口県山口市徳地三谷字松尾一〇七七、一〇七八の一、字石ケ薮一〇九一、一〇九三、字桃木向一〇九六、一〇九七の一、一〇九七の二、字桃木陰二三四一、二三四二

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び山口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十一月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和六十三年五月七日農林水産省告示第五百六十七号（一に係るものに限る。）、平成元年二月九日農林水産省告示第百五十九号（一に係るものに限る。）、平成六年十二月十五日農林水産省告示第千六百八十五号、平成七年八月二日農林水産省告示第千百二十六号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十一月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　飛砂の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　風害の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十一月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県駿東郡小山町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十一月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県島田市・榛原郡川根本町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

島田市・川根本町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成二年十二月十九日農林水産省告示第千六百六号（三に係るものに限る。）

(二)　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに島田市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）